

# 下水道事業の豆知識 ③

## 下水道の利用が可能な区域の皆様へ

平成18年4月から下水道の利用が可能になった、田原三丁目・上谷六丁目・上谷・四日市場・古川渡の各一部にお住まいの皆様、下水道事業受益者の申告はお済みでしょうか。

この申告は、受益者負担金を賦課する際の基礎となるもので、正しく申告がされないと、誤りの原因になることもあります。

また、受益者申告書の提出がされないと認定により受益者負担金が賦課されますので、報奨金(割引)及び減免若しくは納入猶予の特例が受けられなくなる場合がありますので申告は必ず行ってください。

下水道事業の受益者負担金は、供用開始区域内に建物を所有している方に賦課される制度で、下水道接続の有無にかかわらず、一度限り賦課されます。

## 申告書の提出により受けられる特例の内容について

### ○受益者負担金の報奨(割引)制度

全額一括納付、年度一括納付、残金一括納付の方法別に28～7%の報奨制度があります。

### ○受益者負担金の猶予(先延ばし)制度

生活保護世帯、高齢者世帯、災害、盗難などにより負担金の納付が困難となった場合、また、合併浄化槽が設置されているなど、要件に適合した場合に猶予の特例が受けられます。

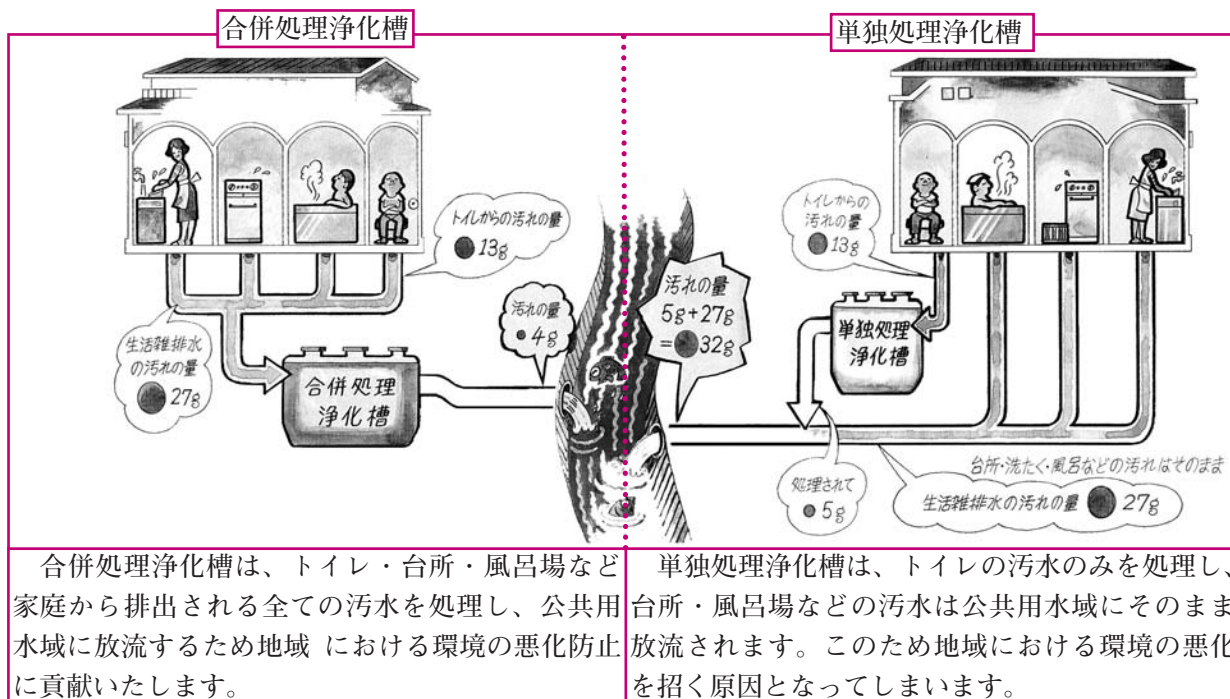
### ○水道メーターを4個以上設置している集合住宅、貸し店舗における減免及び納付の猶予

※なお、既に供用開始されている区域にお住まいで受益者の申告を提出されていない方は、今からでも申告していただけるようお願いします。

**受益者申告書の提出期限 平成18年5月12日(金)**

## 浄化槽の働きについて

浄化槽の種類は、その機能別に次の2種類があります。ただし、平成13年4月から新たに浄化槽を設置する際には合併処理浄化槽の設置が義務付けられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。



## 浄化槽設置に係る補助金について

下水道事業認可区域外で次のいずれかに該当する場合には浄化槽の処理能力に応じた補助金の交付が受けられます。

- 専用住宅または併用住宅(面積要件があります)の新築に伴う浄化槽の設置
- 増改築に伴うトイレの改修による浄化槽の設置
- 単独浄化槽を合併浄化槽に変更する場合
- いずれの場合も処理能力が50人槽以下の浄化槽

問合せ先 下水道課 庶務担当